

令和 6 年 6 月 12 日現在

機関番号：17104

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2023

課題番号：18K01469

研究課題名（和文）人種平等原則の国際的承認とアメリカ

研究課題名（英文）International Acknowledgement of the Principle of Racial Equality and the United States

研究代表者

八丁 由比（HATCHO, Yui）

九州工業大学・教養教育院・教授

研究者番号：90404095

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 700,000円

研究成果の概要（和文）：国連憲章で創設目的として唱えられた人権の尊重は、性別、言語、宗教と並んで人種も差別されることなく保障されるべきと記されており、この経緯と目的について研究を行った。国務省内で初期に検討された人権宣言の草案に最初の検討の跡が見られること、国務省と密な関係を持ちながら戦後構想の構築と啓蒙活動を行っていた民間団体のアイデアの中にも人種への高い意識が存在したこと、そして国連憲章の草案を協議する外交交渉の場では、長く障壁となっていたソ連の主張が変化し、実現に至ったことを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

人種の平等性を国際機構の創設目的の一つとして言及することは、パリ講和会議では実現せず、わずか25年後のサンフランシスコ会議では可能となった。その経緯や発想の背後にあるものを明らかにした研究はほとんど認められない。本研究では、国際機構の創設に関する国務省の検討や、国務省内外の関係者の働きを精査することにより、人種への言及は戦後に予測される問題の予防策として、また、成熟した社会を求める呼びかけとして検討されていたことを明らかにした。一方で、国連憲章が出された時期には、国際関係のダイナミズムが大きく変化しており、それらとの関連性も含めて今後も丁寧な分析を深めていく必要性を認識した。

研究成果の概要（英文）：The first chapter of the UN Charter contains an article on the preservation of human rights without discrimination on grounds of sex, language, religion or race. It must have been an uneasy task for the United States to include racial equality as one of the founding principles of a newly established international organization. Analyzing primary and secondary sources, this study concludes that the idea was first raised in the draft of the Declaration of Human Rights prepared by the State Department in 1943, and that an unofficial political group closely associated with the State Department was also highly conscious of the US achieving a racially equal society. At the last moment, the Soviet Union also changed its policy at the San Francisco meeting and accepted the phrases now included in the UN Charter.

研究分野：アメリカ外交史

キーワード：国際連合憲章 人種平等 人権

### 1. 研究開始当初の背景

国際連合憲章は、創設の目的と原則を示した第一章で、「人種、性、言語または宗教による差別無く、すべての者のために人権および基本的自由を尊重するよう助長奨励する」と記している。人権に関するこの記述は、国連憲章の下案が練られたダンバートン・オークス提案には見られず、参加国による協議が行われたサンフランシスコ会議にて加筆修正された。わずか 25 年前のパリ講和会議では人種平等原則の提案が却下されており、その後もアメリカ国内には人種問題があり続け、また新しい国際機関には旧植民地国やアジアの国々等、欧米以外の国が参加することが予想されていたことを考えると、「人種」という言葉を明白に使用することは躊躇されたのではないかと申請者は戦間期および第 2 次世界大戦中のアメリカ外交について研究を進めており、国際連盟規約や国際連合憲章の政策決定過程に関する論文執筆を行っていたことから、さらに具体的な事実を精査するべく本研究に着手した。

### 2. 研究の目的

アメリカ国内の人種問題やイギリスの植民地の問題などが必ずしも解決したとは言えないサンフランシスコ会議において、なぜ、人種の差別を否定する形で人権を擁護する文言を含めることができたのか、いつ、誰が、どこで提案したのか、言及された「人種」とは何を指していたのか等、いかにして戦後国際秩序の青写真の中に、人種平等の概念が含まれるに至ったかを考察した。

### 3. 研究の方法

本研究は文研研究である。開戦前後からサンフランシスコ会議までの既出版の一次資料、アメリカ国立公文書館 ArchiveII の未刊行資料、その他、回顧録や二次資料を用いて分析を行った。

### 4. 研究成果

助成を受け、特に国務省の検討内容についてアメリカ公文書館 (ArchiveII) にて文献調査を実施することができ、その他の分析結果と合わせて日本国際政治学会で口頭発表と報告論文の執筆を行った。以下に概要を紹介する。

上記の「2. 研究目的」に記した問いについて、以下の 4 点を挙げた。1 点目は、「人種による差別無く」というフレーズは、サンフランシスコ会議で初めて提案や審議がされたわけではなく、開戦初期、国務省が人権について審議した際に検討されていた、ということだ。大西洋憲章や連合国宣言で示した戦後世界平和実現へのコミットメントを示す方法の一つとして、人権宣言の起草が検討され、ヨーロッパ諸国やアメリカの憲法、イギリスの権利章典、フランスの人権宣言、マイノリティ条約などが参照されていた。検討や修正の末に国務省がまとめた人権宣言には、後の国連憲章にある非差別条項に近似した表現が含まれており、ここに発想の起点を見ることができる。

2 点目として、なぜそのような表現が用いられたかについてであるが、上述の人権宣言の文案が練られた際、起草者達の念頭には、独裁政権下で起こっている人権蹂躪に対峙する思いの他に、戦間期に結ばれたマイノリティ条約がうまく機能していないことについての懸念があった。第 1 次世界大戦後、少数民族の保護を義務付ける条約が戦勝国と新国家の間で締結されたが、実際にはうまく機能しておらず、多くの請願が国際連盟に持ち込まれていた。人権宣言の起草者達は、宣言の発表が人権への理解を高め、問題解決を容易にし、延いては、新たなマイノリティ条約の起草が不要になりはしないかと考えた。そこで、人種、宗教または言語による差別の禁止を一般的に保証する言葉が加えられることになった。この時、黒人の処遇が米国内で問題になるかもしれないとの指摘が出たが、例えそうであっても、集団的差別の撤廃を目的としたマイノリティ条約を個別に作らずに済むことは重要であるとして、異論は出なかった。人権宣言がダンバートン・オークス会議までに国務省が人権について検討していた唯一の文書であり、起草者の多くが何らかの形でサンフランシスコ会議にも出席していたことを考えると、人権宣言に示されていた考えは、国連憲章の草案にも残っていたと考えられる。

また、民間団体では、アメリカの黒人問題の観点からも非差別条項の必要性が指摘された。「平和組織を研究するための委員会:CSOP)」は、委員長が人権宣言の起草チームにも参加しており、局長は国際連盟協会の事務局長を務め、国際法の重鎮が実行委員や研究委員を務めるなど、高い専門性と影響力を持っていた。開戦後間もなくから、国際連盟に替わる平和機関の在り方について検討を重ね、成果はラジオ放送や小冊子を用いて国民に広く伝えていた。人権についての包括的なレポートも発表し、そこでは、「人種、宗教、言語、性別、国籍といった偶然的要素に基づく差別の撤廃は、委員会の根底にある目標である」と述べ、さらに、パリ講和会議においてウィルソン大統領が、人種平等原則を却下したことや、国内の黒人問題、反ユダヤ主義にも言及して、

「自分たちの家が完全に整うまで、国際的なリーダーシップを先送りすることはできない」として、理想と実践の一致を呼び掛けていた。

しかし、実際には、人種という言葉はアメリカ国内で、様々な感情を呼び起こす可能性があり、起草者達は十分な対策を取ってこの言葉を使用した、というのが3点目である。人権宣言と国連憲章ともに草案作成において最も調整が難しく、また議論に時間が費やされた事柄は、強制力と国家主権の問題であった。簡単な解決法はみつからず、結局、人権の国際的擁護と国家主権の尊重を共に唱えるという矛盾を容認することで、非差別条項は含まれることになった。

予測される問題の予防策として、また成熟した社会の実現を呼びかける旗印として検討された非差別条項であったが、現在の表現が記されたきっかけにはソ連の態度の変化も関係していた。4点目であるが、ソ連はダンバートン・オークス会議において、新しい国際機関は安全保障の問題のみを扱うべきで、経済やその他の事柄は、連絡協定などで関連を持たせれば良いと主張していた。しかし、サンフランシスコ会議では、人権と文化協力に関する文言を追加するよう求め、さらに、「人権」の言葉の後には、現在の国連憲章に見る表現、一人種、性、言語または宗教による差別なく—というフレーズを加筆するよう主張した。ダンバートン・オークス提案が発表された後、4大国以外の多くの国からも平等性を求める声が上がっており、修正案はすんなりと受け入れられた。

最後に、国連憲章の草案で使われた「人種」という表現は何を指しているのかについて考えるとき、この言葉はアフリカ系やアジア系といった人類学的な分類を否定しないものの、草案作成の経緯からすると、ヨーロッパにおける社会的・文化的な差異を根拠とする区分がより強く念頭に置かれていたのではないかと考えるに至った。口頭発表では、大きな変化が生じていたこの時期の国際関係において人種の平等が唱えられた意味を検討する必要がある等、有益な指摘を受けた。今後は、十分に検討を深められなかったソ連の方針変更の理由を含め、指摘を受けた点について研究を継続したいと考えている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 八丁由比
2. 発表標題 国際連合憲章における人種平等原則とアメリカ
3. 学会等名 日本国際政治学会
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------